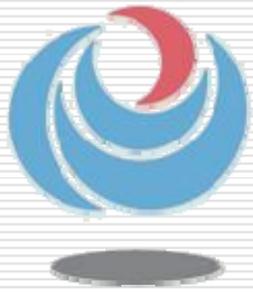


# 平成24年度 発注者支援業務等 説明資料

---



中国地方整備局



# 発注者支援業務等の契約手続き等

## <資料構成>

- 【1】平成24年度発注者支援業務等の方針
- 【2】平成24年度発注者支援業務等の契約方式等
- 【3】平成24年度発注者支援業務等における要件等
- 【4】平成24年度発注者支援業務等の積算基準
- 【5】暴力団排除に関する欠格事由に係る警察庁への意見聴取

**中国地方整備局**  
**H23.12.12時点**

この資料は、中国地方整備局ホームページ  
(<http://www.cgr.mlit.go.jp/>)に掲載します。  
場合によっては、内容の変更があります。

# 1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

## 1. 公共サービス改革法に基づく 「民間競争入札」の継続

発注者支援業務等については、平成23年度より全ての契約を「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下、公共サービス改革法という）に基づく「民間競争入札」により実施しているが、平成24年度も引き続き全ての契約を「公共サービス改革法に基づく民間競争入札」により実施する。

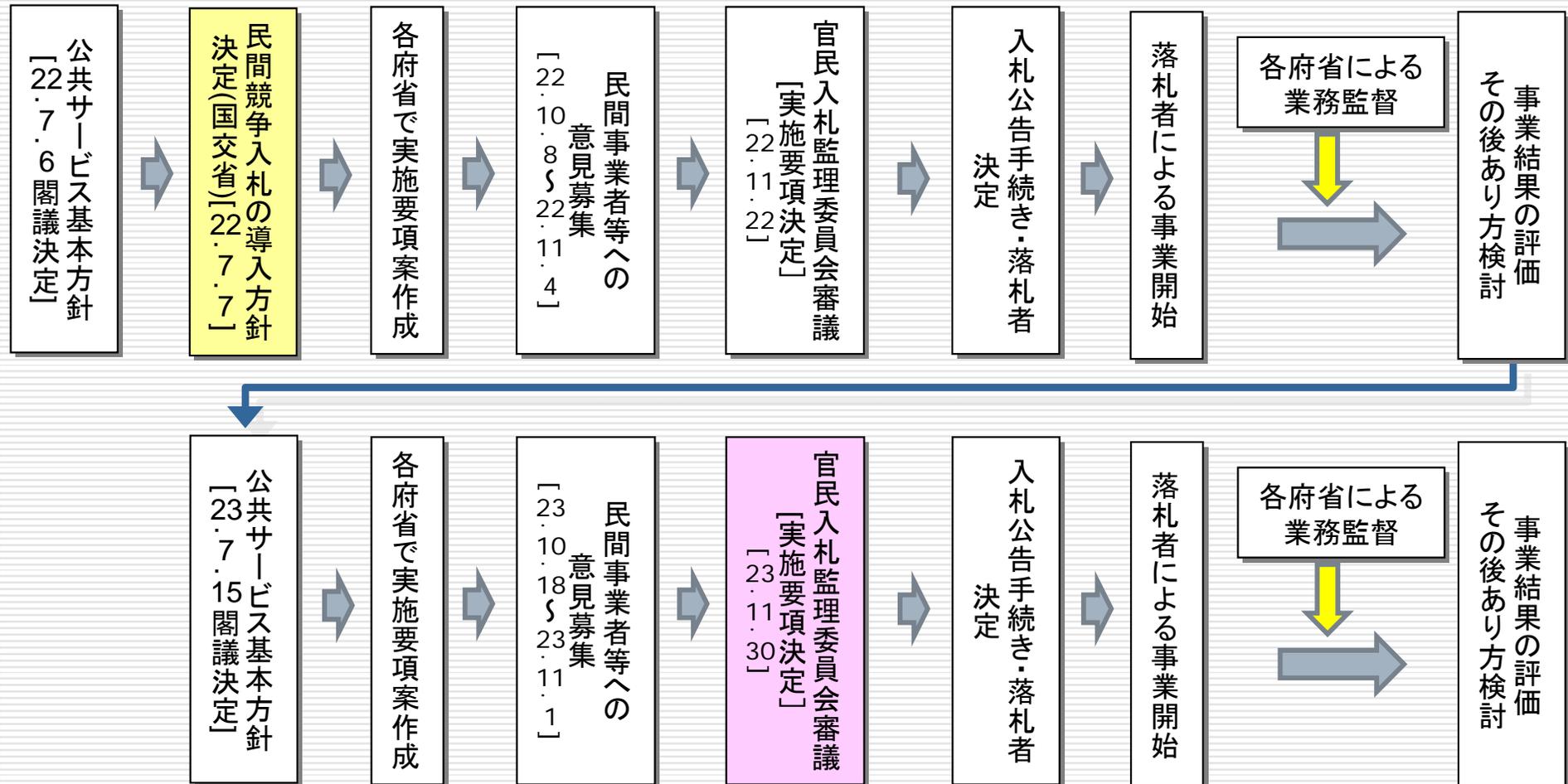
業務内容、調達方式、スケジュール、応募要件、契約条件、総合評価の方法、暴力団排除に関する欠格事由の確認方法等については、平成23年度とほぼ変わらない。

# 1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

## <参考>

### 公共サービス改革法に基づく官民競争入札等（官民競争入札、民間競争入札）の目的

公共サービス改革法は、「民間にできることは民間に」という考え方のもと、民間事業者の創意工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札等を行い、**公共サービスの質の維持向上と経費の削減を、ともに実現**することを目的としています。



# 1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

## 2. 「民間競争入札」導入の意義

発注者支援業務等については、これまでも透明性・競争性が確保されるよう取り組んできたところであるが、民間競争入札の実施にあたっては、内閣府に設置された第三者委員会である「官民競争入札等監理委員会」による入札参加要件等の審議を経た上で実施要項を定め、実施要項に基づく手続きにて落札した企業と契約することとされている。

この審議を経ることにより、更なる透明性、競争性の確保が期待される。

※平成22年11月22日：発注者支援業務等の実施要項決定

※平成23年11月30日：発注者支援業務等の実施要項（改定）決定

※民間競争入札を導入する業務については、その旨を入札公告及び入札説明書に明示する。

# 1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

## 3. 「民間競争入札」の導入対象業務

＜発注者支援業務等＞ ※平成23年度から変更なし

### 【発注者支援業務】

積算技術、工事監督支援、技術審査

### 【公物管理補助業務】

道路管理支援、特車申請支援、  
河川巡視支援、河川許認可審査支援、  
ダム管理支援、堰・水門管理支援

### 【用地補償総合技術業務】

用地補償総合技術

# 1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

## 4. 「民間競争入札」導入に伴い受注者が 負う可能性のある責務等

### (1) 罰則等

- ①本業務に従事する者は、刑法（明治40年法第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ②公共サービス改革法第25条第1項の規定（秘密保持）に違反して、公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる（公共サービス改革法第54条）。
- ③次のいずれかに該当する者は、公共サービス改革法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
  - ・「公共サービス法第26条（報告の徴収等）第1項」による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は「法第26条第1項」による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたもの。
  - ・正当な理由なく、「法第27条（国の行政機関等の長等の指示等）第1項」による指示等に違反した者。
- ④法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記①の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記①の刑を科されることとなる。

### (2) 会計検査について

受注者は、会計検査院法第23条第1項に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

# 1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

## 5. 全業務を一般競争入札（総合評価落札方式）で実施

平成22、23年度に引き続き、全ての業務について一般競争入札（総合評価落札方式）を実施。

さらに民間企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、下記を実施。

### ① 複数年度契約の導入

平成23年度：全体件数の約4割

平成24年度：残る約6割のうち4割程度

### ② 設計共同体による参加の拡大（5業務→9業務）

平成23、24年度：10業務のうち9業務

# 1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

## 6. 平成24年度における主な変更点

### (1) 全業務： 中立公平性に関する要件

平成23年度	平成24年度	備考
<p>本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注担当部署の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資金面・人事面で関係がある者は本業務の入札に参加できない。</p> <p>・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。</p> <p>(以下略)</p>	<p>本業務の履行期間中に工期がある当該業務発注担当部署の発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者との資金面・人事面で関係がある者は本業務の入札に参加できない。</p> <p>・発注工事に参加とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。<u>ただし、本業務の契約日までに下請契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。</u></p> <p>(以下略)</p>	要件の明確化

# 1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

## (2) 堰・水門管理支援業務

### : 配置予定管理技術者に対する要件

平成23年度	平成24年度	備考
<p>予定管理技術者の資格等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・技術士（総合技術監理部門－建設及び建設部門）</li></ul> <p>（中略）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者</li></ul>	<p>予定管理技術者の資格等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・技術士（総合技術監理部門－建設及び建設部門）</li></ul> <p>（中略）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者</li></ul> <p><u>・業務内容のうち、排水機場管理支援が相当程度含まれると判断するものについては、以下の資格を加える。</u></p> <p><u>①1級ポンプ施設管理技術者を有し、同種・類似業務の経験を5年以上有する者。</u></p>	要件の拡大

# 1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

## (3) 道路管理支援業務： 業務内容

平成23年度	平成24年度	備考
4) 災害時における業務 地震災害、風水害、雪害等の災害発生及び恐れがある場合など緊急時において、上記1)に係る業務について対応するものとする。	4) 災害時における業務 地震災害、風水害、雪害等の災害発生及び恐れがある場合など緊急時において上記1) <u>及び2)</u> に係る業務について対応する <u>とともに、道路管理に関するデータの収集や外部からの連絡を記録し、調査職員へ報告する。また、調査職員の指示等を関係機関等へ連絡するものとする。</u>	業務内容の明確化

注：上記1)に係る業務とは、「道路法に基づく申請書類の受付及び審査等」をいう。

上記2)に係る業務とは、「苦情申立（行政相談）等に係る受付、伝達、現地立会」をいう。

# 1. 平成24年度発注者支援業務等の方針

## (4) 全業務

その他、記載内容に正確を期すため、業務内容、応募要件、契約条件、総合評価の方法等について、細かな表現の追加・修正あり。

(詳細は、民間競争入札実施要項又は各業務の入札公告及び入札説明書を参照。)

## 2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方式等

### 1. 応募要件等

#### (1) 企業及び管理技術者に求める実績要件

- ・平成22年度以降、当該業務分野における実績を重視した要件から、必要な技術力の確保を目的とした要件への大幅な改善（緩和）を実施しており、引き続き緩和した要件とする。

#### (2) 管理技術者に求める資格要件

- ・昨年と同じく、一般的に認知されている資格で参加可能とする。

#### (3) 中立公平性に関する要件

- ・昨年と同じく、発注者支援業務等の受注者と業務の対象工事の請負者等との利益相反を防止するために必要な中立公平性の要件を付する。

#### (4) 管理技術者の直接的雇用関係

- ・企業と管理技術者の直接的雇用関係について、平成21年度以降、履行期間中の直接的雇用関係を求める要件に緩和しており、平成24年度も引き続き緩和した要件とする。

# 2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方式等

## 2. 契約条件

### (1) 適正な発注ロット

- ・ 昨年と同じく、業務遂行上の効率性及び経済性を勘案した上で、適切な発注ロットを設定する。

### (2) 設計共同体

- ・ 技術力の結集による品質の確保及び企業の積極的な参加による競争性の向上を図るため、平成23年度より設計共同体による参加の拡大を図っており、平成24年度も同じ条件とする。
- ※ 10業務のうち9業務（積算技術、工事監督支援、河川巡視、河川許認可審査支援、ダム管理支援、堰・水門管理支援、道路管理支援、特車申請支援、用地補償総合技術）について、設計共同体による参加を認める。

# 2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方式等

## 設計共同体として認める業務の区分

対象業務	分担できる業務の区分	
発注者支援業務 積算技術 工事監督支援	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械 等
	工種による区分	・維持修繕／改築 等
	区域による区分	・出張所単位（監督官単位） ・河川単位 ・道路路線単位 等
公物管理補助業務（全般）	業務内容による区分	・河川／道路／電気／機械 等
	区域による区分	・出張所単位 ・河川単位 ・道路路線単位 等
ダム管理支援	業務内容による区分	・下流放流区間巡回／ダム操作業務 等
堰・水門管理支援	区域による区分	・施設単位 等
河川許認可審査支援	業務内容による区分	・占用申請等の審査受付／現地での占用状況等確認 等
道路管理支援・特車申請支援	業務内容による区分	・占用申請等の審査受付／現地立会／特車申請の審査及び指導取締り 等
用地補償総合技術業務	業務内容による区分	・道路／河川 等
	区域による区分	・河川単位 ・道路路線単位 等

## 2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方式等

### (3) 国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の実施

- ・競争性の向上と民間の創意工夫が期待されることから、平成23年度より複数年度契約を試行導入しているが、平成24年度も引き続き、段階的な複数年度契約（2ヶ年※）の導入を図っていく。

※一部、3ヶ年も試行

	平成23年度	平成24年度
発注者支援業務	全体件数の約4割	残る約6割のうち3割程度
公物管理補助業務	全体件数の約4割	残る約6割のうち5割程度

## 2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方式等

### 3. 総合評価の項目

#### (1) 配置予定担当技術者の専門技術力

- ・平成23年度より、業務成果の品質を確保するため「配置予定担当技術者の専門技術力（同種又は類似業務の実績）」を評価項目に追加したが、平成24年度も引き続き追加して評価を行う。

#### (2) 履行確実性の評価

- ・平成23年度より、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を追加したが、平成24年度も引き続き追加して評価を行う。

#### (3) その他の評価項目

- ・上記(1)(2)を含め、平成24年度は平成23年度と同一の評価基準により評価を行う。

# 2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方式等

## 評価基準（積算技術業務の場合）

評価項目	評価の着目点				評価のウエイト	
	判断基準					
配置予定管理技術者の経験及び能力	管理技術者	資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する ①以下のいずれかの資格を有するもの ・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門） ・一級土木施工管理技士 ・土木学会特別上級技術者、上級技術者又は一級技術者 ・全建による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者 ②以下のいずれかの資格を有するもの ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者	① 5 ② 3
		専門技術力	業務執行技術力	平成14年度以降の同種又は類似業務の実績の内容	下記の順位で評価する ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。	① 5 ② 3
		情報収集力	地域精通度	平成14年度以降の同種又は類似業務の当該事務所・周辺での業務実績	下記の順位で評価する ①当該事務所管内における同種業務又は類似業務実績がある。 ②当該整備局管内における同種業務又は類似業務実績がある。 ③その他	① 5 ② 3 ③ 0
小 計					15	

## 2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方式等

評価項目	評価の着目点		評価のウエイト	
		判断基準		
配置予定担当技術者の経験	配置予定担当技術者の専門技術力	下記の順位で評価する ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 ③その他	① 5 ② 3 ③ 0	
実施方針	業務理解度	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	10	
	実施体制	下記の場合に優位に評価する。 ・担当技術者（管理技術者は対象外）の人数、代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合 ・担当技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。 ・業務発注担当部署からの指示事項等の担当技術者への円滑な伝達と共有のための手法、及び担当技術者へのフォロー方法が具体的に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実施体制が具体的に示されている場合。	20	
技術提案	本業務における留意点	的確性	留意点を十分に理解し、対応策が的確な場合に優位に評価する。	20
		実現性	必要なキーワード（着眼点、問題点、解決方法）が網羅されている場合に優位に評価する。	10
小計			65	
合計			80	

注) 本表は評価基準の概要を記載したものです。各業務の正確な評価基準は入札説明書等を確認してください。

## 2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方式等

### 4. スケジュール（予定）

#### <中国地方整備局におけるスケジュール（予定）>

- 民間事業者向け説明会の開催 : 本日
- 発注の見通しの公表 : 1月上旬を予定  
(入札情報サービス、中国地方整備局ホームページにより公表)
- 入札手続開始の公告 : 1月中旬から順次
- 入札・開札 : 3月上旬以降
- 履行開始 : 4月1日以降

**（注意）電子入札システムでは「一般競争入札方式」を使用します**

## 2. 平成24年度発注者支援業務等の契約方式等

### 5. 情報提供の充実

#### (1) 民間事業者向け説明会の開催

- ・ 契約方式や応募要件の見直し内容等の情報提供を行うため、入札公告等に先立ち事業者向けの説明会を開催。

#### (2) 入札公告に掲載する情報の充実

- ・ 入札情報サービス（PPI）により簡易に入手できる入札公告において、具体的な応募要件を記載する。
- ・ 中国地方整備局のホームページに発注者支援業務等関連情報のポータルサイトを設置し、情報提供の充実を図る。

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## 1. 競争参加資格申請書の提出者に対する要件

### (ア) 中立・公平性に関する要件

【発注者支援業務等】

### <発注者支援業務>

業務区分	要件
積算技術	<b>【工事に関する参加資格要件】</b> 「 <u>業務の履行期間中に工期がある当該工事事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加出来ない。</u> 」
工事監督 支援	<b>【工事に関する事後制限(※参加資格には該当しない)】</b> 「 <u>本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該工事事務所発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該工事事務所発注工事に参加してはならない。</u> 」
技術審査	

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## 【発注者支援業務等】 <公物管理補助業務（その1）>

業務区分	要件
<p>河川巡視支援</p> <p>河川許認可審査支援</p>	<p><b>【参加資格要件】</b>  「業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。」<b>（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）</b></p>
<p>ダム管理支援</p>	<p><b>【参加資格要件】</b></p> <p>①本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者及びその発注工事に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、<b>本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）</b></p> <p>②業務対象河川内の占有者等及びその占有者等と資本面・人事面等で関係がある者は、<b>本業務の入札に参加できない。（ただし、業務内容に許認可等の審査、指導の支援を付随されている業務に限る。）</b></p> <p><b>【工事に関する事後制限（※参加資格には該当しない）】</b>  本業務を受注した者及び本業務を受注した者と資本面・人事面で関係がある者は業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。また、本業務の担当技術者の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本面・人事面で関係のある者は、業務履行期間中に工期のある当該業務発注担当部署発注工事に参加してはならない。<b>（ただし、業務内容に、工事監督の支援、積算の支援、技術審査の支援に関する業務が付随されている場合に限る。）</b></p>

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## 【発注者支援業務等】 <公物管理補助業務（その2）>

業務区分	要件
堰・水門管理支援	要件を付さない
道路管理支援 特車申請支援	<b>【参加資格要件】</b> 「本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面における関連の有無に関わらず、業務提携及び技術提携等を行うなど、中立性・公平性に欠ける者でないこと」

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

【発注者支援業務等】

## ＜用地補償総合技術業務＞

業務区分	要件
用地補償総合技術	<p>「入札に参加しようとする者は、<u>業務の履行場所に係る被補償者との間において、以下の関係がないこと。</u>」</p> <p>1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。</p> <p>2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。</p>

- ・ 参加資格要件の「発注工事に参加」とは、当該工事を受注していること、当該工事の下請けをしていることをいう。
- ・ 事後制限の「発注工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請けとしての参加をいう。
- ・ 資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。
  - ① 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。
  - ② 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## (イ) 業務実施体制に関する要件

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者は、**中国地方整備局管内に業務拠点（予定管理技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。**
- ・ なお、**業務内容により「〇〇県内」と記載する場合がある**ので、詳細は各業務の入札説明書によること。

例)・発注者支援業務 → 中国地方整備局管内

・公物管理補助業務 → 中国地方整備局管内又は〇〇県内

・用地補償総合業務 → 中国地方整備局管内

- ・ 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- ・ 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

※設計共同体的場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## (ウ) 業務実績に関する要件（発注者支援業務・公物管理補助業務）

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者(企業)は、平成14年度以降に完了した以下に示す業務(平成23年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

### ①[実績の対象となる発注機関]

- ・ 国の機関
- ・ 特殊法人等
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公社
- ・ 公益法人
- ・ 大規模な土木工事を行う公益民間企業

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## (ウ) 業務実績に関する要件（用地補償総合技術業務）

- ・ 競争参加資格申請書を提出する者(企業)は、平成14年度以降に完了した以下に示す業務(平成23年度完了予定も対象に含む)において、1件以上の実績を有すること。ただし、地方整備局等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

### ①[実績の対象となる発注機関]

- ・ 国の機関
- ・ 特殊法人等
- ・ 地方公共団体
- ・ 地方公社
- ・ 土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## ② [企業における実績の対象となる業務分野]

企業の業務実績	業務内容	発注者支援業務等		
		発注者支援	公物管理補助	用地補償総合
発注者支援		●	●	
公物管理補助（発注者支援業務等）		●	●	
CM業務		●	●	
PFI事業技術アドバイザー業務		●	●	
土木設計業務		●	●	
調査検討・計画策定業務		●	●	
管理施設調査・運用・点検業務		●	●	
測量業務・地質調査業務		●	●	
補償コン登録規程に定める8部門のいずれかの業務 （用地補償技術業務、用地補償総合技術業務、用地関係資料整理等業務を含む）				●

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## 2. 配置予定管理技術者に対する要件

### (ア) 予定管理技術者の資格等

#### <発注者支援業務>

業務種別	記載内容（予定管理技術者の資格）
<ul style="list-style-type: none"><li>・積算技術</li><li>・工事監督支援</li><li>・技術審査</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)</li><li>・1級土木施工管理技士</li><li>・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者</li><li>・(社)全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者(Ⅰ)又は(Ⅱ)又は発注者が認めた同等の資格を有する者 (※1)</li><li>・RCCM(技術士部門と同様の部門に限る)</li></ul> <p>(※1) 中国地方整備局長が認定した公共工事発注者支援業務技術者Ⅰ(積算技術はⅠ又はⅡ)又はその他各整備局長等が認めた同等の資格</p>

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## <公物管理（河川関係）>

業務種別	記載内容（予定管理技術者の資格）
<ul style="list-style-type: none"><li>河川巡視支援</li><li>河川許認可審査支援</li><li>ダム管理支援</li><li>堰・水門管理</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>技術士(総合技術監理部門(建設)又は建設部門)</li><li>1級土木施工管理技士</li><li>土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者</li><li>RCCM(技術士部門と同様の部門に限る)</li><li>河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者</li><li>河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者</li><li>河川法施行規則第27条の2第1項第1号に基づく登録試験(ダム管理技士試験)に合格あるいは第2号の研修を終了したもの。(ダム(堰又は水門)管理支援のみ対象)</li></ul>

### 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

#### <公物管理（道路関係）>

業務種別	記載内容（予定管理技術者の資格）
• 道路管理 支援 • 特車申請 支援	• 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門） • 1級土木施工管理技士 • 土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者又は土木学会1級技術者 • RCCM（技術士部門と同様の部門に限る） • 道路法第71条第4項の道路監理員の経験を1年以上有する者 • 道路又は河川関係の技術的行政経験を25年以上有する者

※ RCCM：RCCMと同等の能力を有する者として、RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者を含む。

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## <用地補償総合技術>

業務種別	記載内容（予定主任担当者の資格）
• 用地補償 総合技術	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有するもの。</u></li><li>• <u>補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。</u></li><li>• 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。</li><li>• 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。</li><li>• 実施規程第3条に掲げる<u>土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。</u></li></ul>

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## (イ) 予定管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

- ・ 予定管理技術者は、平成14年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成23年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。
- ・ 業務実績には、平成14年度以降に元請けとして同種又は類似業務に従事した経験の他、出向又は派遣、再委託により行った業務実績も同種又は類似業務として認める。 また発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

### 【例：工事監督支援業務の場合】

- [1] 同種：・ 国、都道府県、政令市、特殊法人等が発注した土木工事に関する発注者支援業務
- [2] 類似：・ 地方公共団体（都道府県及び政令市を除く）、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した土木工事に関する発注者支援業務  
・ 国、都道府県、政令市、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計業務における概略・予備・詳細設計、土木工事の監理技術者

※ 「発注者」とは、  
国、都道府県、政令市、特殊法人等で職員として従事したことをいう。

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## ① [予定管理技術者] 対象業務における同種・類似業務の分類

<発注者支援業務>

● : 同種 ○ : 類似

管理技術者の業務実績	業務内容	発注者支援業務等		
		工事監督支援	技術審査	積算技術
発注者支援		●○	●○	●○
公物管理補助（発注者支援業務等）		○	○	○
CM業務		○	○	○
PFI事業技術アドバイザー業務		○	○	○
土木設計業務（概略・予備詳細設計業務）		○	○	○
土木工事（監理技術者）		○	○	○

※ 詳細については、各業務の入札説明書による。

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## <公物管理補助業務（河川関係）>

●：同種 ○：類似

管理技術者の業務実績	業務内容	発注者支援業務等			
		河川 巡視支援	河川許認可 審査	ダム管理支 援	堰（水門）・ 管理支援
発注者支援		○	○	○	○
公物管理補助（河川）		●○	●○	●○	●○
調査検討・計画策定業務（河川）		○	○	○	○
管理施設調査・運用・点検業（河川）		○	○	○	○
土木設計業務（河川の概略・予備・詳細設計業務）		○	○	○	○
土木工事（監理技術者）		○	○	○	○

※詳細については、各業務の入札説明書による。

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## <公物管理補助業務（道路関係）>

●：同種 ○類似

業務内容	発注者支援業務等
	道路管理支援 特車申請支援
管理技術者の業務実績	
発注者支援	○
公物管理補助（道路）	●○
CM業務	○
PFI事業技術アドバイザー業務	○
管理施設調査・運用・点検業（道路）	○
土木設計業務（道路の概略・予備・詳細設計業務）	○
土木工事（監理技術者）	○

※詳細については、各業務の入札説明書による。

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## <用地補償総合技術業務>

### 【発注機関】

- [1] 同種：・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者
- [2] 類似：・国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者

●：同種 ○：類似

業務内容	(発注者支援業務等) 用地補償総合技術
主任担当者の業務実績	
補償説明業務（補償関連部門）	●
公共用地交渉業務（総合補償部門）	●
用地関係資料作成整理等業務	○
総合補償部門を除く7部門いずれかの業務（補償関連部門の補償説明業務を除く）	○

※詳細については、各業務の入札説明書による。

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## (ウ) 恒常的雇用関係

- ・ 予定管理技術者は、本業務の履行期間中に本業務の受注者と直接的雇用関係がなければならない。

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## (エ) 手持ち業務量①

- ・ 予定管理技術者は、平成24年4月2日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成24年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下同じ。)が4億円未満かつ10件未満であること。
- ・ ただし、手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者(測量又は地質調査業務における主任担当者及び担当技術者、補償コンサルタント業務における主任担当者及び担当者、又は他の業種においてはこれらに相当する技術者を含む)となっている契約金額が500万円以上の業務をいう。
- ・ 平成24年4月2日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係を除く。)で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## (エ) 手持ち業務量②

- 業務の履行期間中は予定管理技術者の手持ち業務量が契約額4億円未満、件数で10件未満(平成24年4月2日現在の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等(港湾空港関係を除く。)で調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、契約金額で2億円未満、件数で5件未満)を超えないこととし、**超えた場合には、遅滞なくその旨を報告**しなければならない。その上で、**業務の履行を継続することが著しく不適當であると認められる場合には、当該管理技術者を、以下の1)から4)までの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。**

- 1) 当該管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
- 2) 当該管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- 3) 当該管理技術者と同等以上の業務成績平均点を有する者
- 4) 手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している予定管理技術者の制限を超えない者

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## 3. 配置予定担当技術者に対する要件

### <【例：発注者支援業務の要件】>

業務種別	資格要件（予定担当技術者）
<p data-bbox="174 564 497 603">（発注者支援業務等）</p> <p data-bbox="159 628 512 855">工事監督支援 技術審査 積算技術</p> <p data-bbox="174 1043 519 1318">※ 各業務の特性等により左記要件と異なる要件とする場合もある。</p>	<ul data-bbox="562 564 2040 1318" style="list-style-type: none"><li>• 技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）</li><li>• 技術士補（建設部門）</li><li>• 一級又は、二級土木施工管理技士</li><li>• 土木学会特別上級技術者、土木学会上級又は1級又は2級技術者</li><li>• （社）全日本建設技術協会が認定する公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は（Ⅱ）又は発注者が認めた同等の資格を有する者</li><li>• RCCM（技術士部門と同様の部門に限る）</li><li>• 中国地方整備局長が認定した公共工事発注者支援技術者Ⅰ又はⅡ</li><li>• 同種又は類似業務の実務経験が1年以上の者</li><li>• 河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者</li></ul>

※詳細については、各業務の入札説明書による。

# 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

## 4. 総合評価項目

### ①配置予定担当技術者の専門技術力

同種又は類似業務の実績のある担当技術者を配置予定の場合は、総合評価においてその実績に応じて評価する。ただし、履行段階において、予定していた同種又は類似業務の実績のある担当技術者を配置できない場合は、業務成績を減点する。

### ②履行確実性評価の導入

調査基準価格が設定される業務においては、総合評価項目において履行確実性の評価を追加する。

### 3. 平成24年度発注者支援業務等における要件等

#### 5. 業務に必要な物品・消耗品等

- ① 業務に必要な物品・消耗品は、受注者の責任において準備する。
- ② 詳細については、各業務の入札説明書、特記仕様書による。

**本資料は要件等の概要を記載したものであり、詳細については、今後公表される各業務の入札公告・入札説明書等を確認してください。**

# 4. 平成24年度発注者支援業務等の積算基準

## 24年度の改正点（案）

**※積算基準の最終的な改正内容については、HPに掲載するのでご確認下さい。**

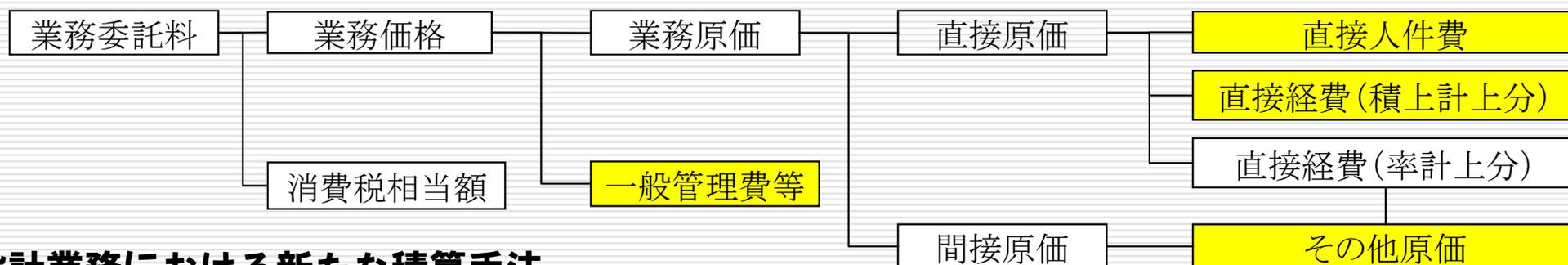
# 4. 平成24年度発注者支援業務等の積算基準

## 23年度の改正点

- ① 発注者支援業務等の積算基準全てにおいて、企業会計の考え方にそった「新たな積算手法」へ移行し、業務価格の算定式、「原価に占めるその他原価の割合」( $\alpha$ )及び「業務価格に占める一般管理費等の割合」( $\beta$ )を設定（別紙参照）
  
- ② 発注者支援業務における改正内容
  - 1) 平成22年度の諸経費率を踏まえ、 $\alpha \cdot \beta$ を設定（ $\alpha=35\%$ ,  $\beta=30\%$ ）
  - 2) 工事監督支援業務について、管理技術者の「指揮・監督業務」に係る歩掛及び「工事管理」に係る歩掛を追加
  
- ③ 公物管理業務における改正内容
  - 1) 平成22年度の諸経費率に対して、一般管理費等にかかる、今年度の新たな調査結果を踏まえ、一般管理費等の率を割増し、 $\alpha \cdot \beta$ を設定（ $\alpha=20\%$ ,  $\beta=25\%$ ）
  - 2) 全ての公物管理補助業務について、管理技術者の「指揮・監督業務」に係る歩掛を追加

# 4. 平成24年度発注者支援業務等の積算基準

## 新たな積算手法における業務委託料の構成



## 設計業務における新たな積算手法

①直接人件費 : 技術者単価×人日により算定

②直接経費(積上計上) : 直接経費のうち、旅費交通費、電子成果品作成費などを積み上げ計上

③その他原価(直接経費(積上計上除く)及び間接原価) :  $③ = ① \times \alpha / (1 - \alpha)$   
 $\alpha$  : 原価(直接経費(積上計上)を除く)に占めるその他原価の割合

④一般管理費等 :  $④ = (① + ② + ③) \times \beta / (1 - \beta)$   
 $\beta$  : 業務価格に占める一般管理費等の割合



※歩掛を設定している「技術審査業務」においては、技術経費が各費目へ割り振られるため、歩掛が技術経費相当分変更となる

## <管理技術者の歩掛追加>

指揮・監督業務 : 管理技術者の歩掛として1.0人日/月(想定される担当技術者数が2人以下の場合は0.5人日/月)を追加計上

工事管理 : 管理技術者の歩掛として1工事当たり0.25人日を追加計上

## 5. 暴力団排除に関する欠格事由に係る警察庁への意見聴取

- 発注者支援業務等に係る入札については、公共サービス改革法に規定する民間競争入札の対象となったため、一定の欠格事由に該当する者については、入札に参加することができないこととなりました。
- そして、当該欠格事由のうち、暴力団排除に関する欠格事由については、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、国土交通省が、警察庁に対して意見聴取を行うこととなっております。
- 入札に参加をお考えの事業者におかれましては、以下をご参考にいただき、提出に必要な書類の手配その他必要な準備を行ってください。
- なお、今回は事前のお知らせであり、再度、個別業務に係る入札手続きにおいても明示します。

# 5. 暴力団排除に関する欠格事由に係る警察庁への意見聴取

## 暴力団排除に関する欠格事由

### 【1】 法第10条4号関係

暴力団による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。又は暴力団でなくなった日から5年を経過しない者

### 【2】 法第10条第6号関係

営業に関し成年と同一の行為能力を有しない未成年でその法定代理人が【1】に該当するもの

### 【3】 法第10条第7号関係

法人であって、その役員の中に【1】又は【2】のいずれかに該当する者があるもの

### 【4】 法第10条第8号関係

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

### 【5】 法第10条第9号関係

その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が【1】から【4】までのいずれかに該当する者

# 5. 暴力団排除に関する欠格事由に係る警察庁への意見聴取

## 1. 参加しようとする発注者支援業務等の発注機関に対して、当該発注者支援業務等に係る入札説明書の定めるところにより、記載した誓約書を提出してください。

分任支出負担行為担当官 ○○事務所長 ○ ○ ○ ○ 殿 平成○○年○○月○○日 住所 商号又は名称 代表者氏名 印 誓 約 書 平成○○年○○月○○日付で公告のありました○○○○○業務（以下「本業務」という。）について、入札説明書を熟読した上で下記のとおり誓約します。 記 1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）第 15 条において準用する第 10 条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約します。 また、暴力団排除に関する欠格事由（法第 10 条第 4 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号）について中国地方整備局が別に定める手続により行う警察庁への意見聴取に協力することを誓約します。 なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存ありません。また、中国地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札に関する条件に違反するものとして入札無効とされることに異存ありません。 2 （追加の誓約） （注 1）設計共同体の場合は、設計共同体名及び各構成員の連名で作成すること。 （注 2）中立公平性等の誓約を追加することも差し支えない。 （参考）暴力団関係者：暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者をいう。
---

- 競争参加資格確認申請書とともに発注案件ごとの提出が必要です。
- 誓約書とは別に 2. に掲げる資料を総務部契約課あてに 1 部提出することが必要です。
- 必要な資料を適時に提出しないなど、警察庁への意見聴取に係る手続きに協力しているとは認められないときは、入札心得第 6 条第 9 号に該当するものとして入札無効と取り扱われることに留意してください。
- 警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われることに留意してください。

## 5. 暴力団排除に関する欠格事由に係る警察庁への意見聴取

2. **平成24年1月31日までに公告**の案件について、下記①から③に掲げる資料を**平成24年2月13日までに総務部契約課あてに1部提出**してください。（平成24年2月以降に公告の案件については、個別業務に係る入札手続きにおいて明示します。）

警察庁への意見聴取のために必要な資料

- ①入札参加事業者に係る確認書（様式1）
- ②意見聴取に係る確認のための書面（参考1及び参考2を参照）
- ③確認用電子データ（様式2）

様式等の取得は、<http://www.cgr.mlit.go.jp/hattyu/koukoku/koukoku/shien/haijyo.html>

提出先

〒730-8530 広島市中区上八丁堀6-30 中国地方整備局総務部契約課

TEL：082-221-9231（代） mail：shijoukatest@cgr.mlit.go.jp

提出方法

総務部契約課あてに持参または郵送により提出してください。

資料③については、CD-Rに記録し提出してください。

電子メールにより提出することも可能ですが、資料①②については、別途、原本の提出が必要です。

# 5. 暴力団排除に関する欠格事由に係る警察庁への意見聴取

## 意見聴取対象者等

「住民票の写し等」については、落札決定後に落札事業者のみが提出

		意見聴取の対象 <sup>(※1)</sup>	意見聴取に必要な事項	確認のための書面
入	個人の場合	① 入札参加事業者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・商号又は屋号 ・事業内容	・住民票の写し等 <sup>(※3)</sup> ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
		② ①の法定代理人 <sup>(※2)</sup>	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面(①の戸籍抄本)
落札参加事業者の場合	法人	③ 入札参加事業者	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・事業内容	・登記事項証明書 <sup>(※4)</sup>
		④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、役職名	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
		⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面(④の戸籍抄本)
		⑥ ③の主要株主等 <sup>(※5)</sup> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・所有株式数又は出資金額、割合	
		⑦ ③の主要株主等(法人)	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・所有株式数又は出資金額、割合	
		⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、名称	・住民票の写し等
		⑨ ③の親会社等 <sup>(※6)</sup> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・所有株式数又は出資金額、割合	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
		⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面(⑨の戸籍抄本)
		⑪ ③の親会社等(法人)	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・所有株式数又は出資金額、割合	・登記事項証明書
		⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、役職名	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
		⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面(⑫の戸籍抄本)
		⑭ 相談役、顧問等⑩と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、名称	・住民票の写し等

平成23年12月  
中国地方整備局総務部契約課

### 暴力団排除に関する欠格事由の確認について

平成24年度の発注者支援業務等に係る入札については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する民間競争入札の対象となったため、一定の欠格事由に該当する者については、入札に参加することができないこととなっております（法第15条において準用する第10条各号を参照。なお、当該欠格事由に該当する者でないことは、入札の競争参加資格及び契約の解除事由として設定されます。）。

そして、当該欠格事由のうち、暴力団排除に関する欠格事由（同条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号をいう。）については、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、国土交通省が、警察庁に対して意見聴取を行うこととなっております。

そのため、入札に参加をお考えの事業者におかれましては、本連絡文書別紙をご参考にいただき、提出に必要となる書類の手配その他必要な準備を行って下さい。

なお、今回は事前のお知らせであり、再度、個別業務に係る入札手続においても明示します。

(別紙)

## 暴力団排除に関する欠格事由の確認について

平成24年度の発注者支援業務等（発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務）、公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務）及び用地補償総合技術業務をいう。）に係る入札については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第2条第7項に規定する民間競争入札の対象となったため、暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号をいう。）に関し、入札に参加する事業者がそれらに該当するか否かについて、警察庁へ意見聴取を行うこととなっている。

そのため、入札に参加する事業者においては、次に掲げるところにより、所要の対応をすること。

1. 参加しようとする発注者支援業務等（発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務）、公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査・適正化指導業務）及び用地補償総合技術業務をいう。）の発注機関に対し、当該発注者支援業務等に係る入札説明書の定めるところにより、業務ごとに、暴力団排除に関する欠格事由に該当しない者であることを記載した誓約書を提出すること。
2. 下記（1）に掲げる提出先に対し、下記（2）に掲げる提出期限までに、下記（3）に掲げる提出資料を1通ずつ提出すること（下記（4）に掲げる提出方法その他留意事項によること）。

なお、当該資料は、平成24年1月31日までに中国地方整備局各機関が入札公告をする発注者支援業務等に共通して用いるため、当該発注者支援業務等のうち複数のものに参加する事業者（設計共同体の構成員として参加する場合を含む。）であっても、1通ずつ提出すればよいことに留意すること。

平成24年2月以降に入札公告をする発注者支援業務等への当該資料の提出については、個別業務に係る入札手続きにおいて明示する。

(1) 提出先

〒730-8530

広島県広島市中区上八丁堀6-30

中国地方整備局総務部契約課工事契約管理係

電話 082-221-9231 (代表)

電子メール送信先 : sijoukatest@cgr.mlit.go.jp

(2) 提出期限

平成24年2月13日(月) 18:00

(3) 提出資料

①入札参加事業者等確認書(様式1に則ること。)

②意見聴取対象者に係る確認のための書面

(参考1及び参考2を参照のこと。なお、確認のための書面のうち「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよく、すべての入札参加事業者が提出する必要はないことに留意されたい。)

③確認用電子データ(様式2に則ること。)

様式は、下記URLで取得できます。

<http://www.cgr.mlit.go.jp/hattyu/koukoku/koukoku/shien/haijyo.html>

(4) 提出方法その他留意事項

上記(3)の資料の提出方法は、次のとおりとする。

**【持参又は郵送により提出する場合】**

上記(3)①入札参加事業者確認書及び②意見聴取対象者に係る確認のための書面の原本を提出するとともに、③確認用電子データ(エクセル形式)を記録させたCD-Rを上記(1)提出先へ提出すること。

**【電子メールにより提出する場合】**

上記(3)①入札参加事業者確認書(ワード形式又はPDF形式)、②意見聴取対象者に係る確認のための書面(PDF形式)、③確認用電子データ(エクセル形式)を、電子メールにより提出すること。

ただし、①入札参加事業者確認書及び②意見聴取対象者に係る確認のための書面の原本は別途、持参又は郵送により提出すること。

- 様式 1 入札参加事業者等確認書
- 様式 2 確認用電子データ作成様式
- 参考 1 意見聴取対象者等
- 参考 2 暴力団排除に関する欠格事由
- 参考 3 誓約書の例

平成 年 月 日

中国地方整備局長 殿

入札参加事業者 住所 (郵便番号 )

電話番号 ( ) -

商号  
又は名称

氏名 ㊟

(法人にあつては、代表者氏名)

法定代理人  
氏名 ㊟

### 入札参加事業者等確認書

この書面の記載事項は、事実と相違ありません。

#### (留意事項)

- 1 この書面及び提出書類は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第10条各号に規定されている欠格事由該当性の審査に必要であり、この書面及び提出書類に記載されている個人情報については、欠格事由該当性の審査のため、必要な範囲において利用し又は警察庁等関係行政機関に対し提供します。
- 2 この書面とともに第8面の一覧表に示す書類の提出をお願いします。

## 1 入札参加事業者

個人・法人の別	<input type="checkbox"/> 個人	<input type="checkbox"/> 法人
---------	-----------------------------	-----------------------------

## ア 入札参加事業者が個人の場合

フリガナ	生年月日 (性別)	本籍
氏名		住所
フリガナ		事業活動の内容
商号又は屋号		
	( )	

## イ 入札参加事業者が法人の場合

フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者の氏名
事業活動の内容	

(記載上の注意)

- 「個人・法人の別」は、該当するものに○印を付けて下さい。
- 「商号又は屋号」は、商号登記をしているときはその商号を、商号登記していないときは屋号等の名称のうち1個を記載して下さい。

## 2 法定代理人

フリガナ	生年月日 (性別)	本籍
氏名		住所
	( )	
	( )	

(記載上の注意)

- 「法定代理人」は、
  - 入札参加事業者（法人の場合は、当該法人の役員）
  - 入札参加事業者の親会社等（法人の場合は、当該法人の役員）
 が、法第10条第6号に規定する「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」である場合に、当該未成年者の法定代理人を記載して下さい。
- 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付して下さい。

## 3 役員等

フリガナ	生年月日(性別)	本籍
氏名	役職名又は名称	住所
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	
	( )	

(記載上の注意)

- 1 入札参加事業者が法人の場合に記載して下さい。
- 2 「役員等」とは、役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役又はこれらに準ずる者）及び相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいい、その全てを記載して下さい。
- 3 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付して下さい。





## 5 親会社等

## ア 施行令第3条第1項第1号に該当する場合

## ○ 個人の場合

フリガナ	生年月日(性別)	本 籍		
氏 名		住 所		割 合
	( )	議決権の総数	所有する議決権の数	

## ○ 法人の場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地		
商号又は名称	代表者氏名	議決権の総数	所有する議決権の数	割 合

## イ 施行令第3条第1項第2号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その役員に占める自己の役員等の割合

## ウ 施行令第3条第1項第3号に該当する場合

フリガナ	フリガナ	主たる事務所の所在地
商号又は名称	代表者氏名	その代表権を有する役員の地位を占める自己の役員等の氏名

## (記載上の注意)

- 1 「親会社等」には、入札参加事業者と次の関係(特定支配関係)にある者(施行令第3条第1項第1号から第3号まで)を記載して下さい。
  - ① その株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。(第1号)
  - ② その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。)に占める自己の役員又は職員(過去2年間に役員又は職員であった者を含む。以下同じ。)の割合が2分の1を超えていること。(第2号)
  - ③ その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。(第3号)
- 2 親会社等に該当するものがある場合は、その該当する欄に記載して下さい。
- 3 その役員に占める自己の役員等の割合は、「入札参加事業者における自己の役員等の数/入札参加事業者の役員の数×100」とします。

6 親会社等の役員等

法人の商号又は名称			
フリガナ	生年月日(性別)	本	籍
氏名	役職名又は名称	住	所

法人の商号又は名称			
フリガナ	生年月日(性別)	本	籍
氏名	役職名又は名称	住	所
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		

法人の商号又は名称			
フリガナ	生年月日(性別)	本	籍
氏名	役職名又は名称	住	所
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		
	( )		

(記載上の注意)

- 1 親会社等が法人の場合は、当該法人の役員等(第3面でいう「役員等」に同じ。)を全て記載して下さい。
- 2 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第7面の次に添付して下さい。

## 7 提出書類

この書面のほか、下表に示す提出書類のうち、該当するものを提出して下さい。なお、提出する書類については、チェック欄に○印を付けて下さい。

提出書類一覧表		チェック
<b>1 住民票の写し（外国人の場合は外国人登録原票の写し）※<sub>1</sub>【落札者決定後】</b>		
① 落札事業者（個人）		
② 落札事業者（個人）の法定代理人※ <sub>2</sub>		
③ 落札事業者（法人）の役員		
④ 落札事業者（法人）の役員の法定代理人		
⑤ 落札事業者（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者※ <sub>3</sub>		
⑥ 落札事業者（法人）の親会社等※ <sub>4</sub> （個人）		
⑦ 落札事業者（法人）の親会社等（個人）の法定代理人		
⑧ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
⑨ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員の法定代理人		
⑩ 落札事業者（法人）の親会社等（法人）の役員と同等以上の支配力を有する者		
<b>2 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）※<sub>5</sub></b>		
⑪ 入札参加事業者（法人）		
⑫ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）		
<b>3 戸籍抄本※<sub>6</sub></b>		
⑬ 入札参加事業者（個人）		
⑭ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑮ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑯ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		
<b>4 未成年者登記簿の謄本※<sub>7</sub></b>		
⑰ 入札参加事業者（個人）		
⑱ 入札参加事業者（法人）の役員		
⑲ 入札参加事業者（法人）の親会社等（個人）		
⑳ 入札参加事業者（法人）の親会社等（法人）の役員		

※1 住民票の写しは、本籍地の記載のあるものとし、外国人登録原票の写しは、その者が外国人で外国人登録をしている場合に提出して下さい。また、いずれも発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。ただし、「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよいことに留意して下さい。

※2 法定代理人とは、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいいます。

※3 役員と同等以上の支配力を有する者とは、正規の役員ではないが、相談役、顧問等名称のいかんを問わず、役員と同等以上の支配力を有する者をいいます。

※4 親会社等とは、入札参加事業者と施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する者とします。

※5 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）は、発行後6ヶ月以内のものを提出して下さい。

※6 戸籍抄本は、その者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合及びその者が未成年者で婚姻により成年に達したものとみななされている場合（民法第753条）に提出して下さい。

※7 未成年者登記簿の謄本は、その者が未成年者であって、営業に関し成年者と同一の行為能力を有する場合（婚姻により成年に達したものとみなされている場合を除く。）に提出して下さい。



## 意見聴取対象者等

※確認のための書面のうち「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよく、すべての入札参加事業者が提出する必要はないことに留意されたい。

	意見聴取の対象 <sup>(※1)</sup>	意見聴取に必要な事項	確認のための書面
入	① 入札参加事業者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・商号又は屋号 ・事業内容	・住民票の写し等 <sup>(※3)</sup> ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
	② ①の法定代理人 <sup>(※2)</sup>	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (①の戸籍抄本)
札 参 加 の 事 業 者	③ 入札参加事業者	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・事業内容	・登記事項証明書 <sup>(※4)</sup>
	④ ③の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、役職名	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
	⑤ ④の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (④の戸籍抄本)
	⑥ ③の主要株主等 <sup>(※5)</sup> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・所有株式数又は出資金額、割合	
	⑦ ③の主要株主等(法人)	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・所有株式数又は出資金額、割合	
	⑧ 相談役、顧問等④と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、名称	・住民票の写し等
	⑨ ③の親会社等 <sup>(※6)</sup> (個人)	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍 ・所有株式数又は出資金額、割合	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
	⑩ ⑨の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (⑨の戸籍抄本)
	⑪ ③の親会社等(法人)	・商号又は名称、代表者氏名 ・主たる事業所の所在地 ・所有株式数又は出資金額、割合等	・登記事項証明書
	⑫ ⑪の役員	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、役職名	・住民票の写し等 ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者の場合、そのことを証する書面 (戸籍抄本、未成年者登記簿の謄本)
	⑬ ⑫の法定代理人	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍	・住民票の写し等 ・法定代理人であることを証する書面 (⑫の戸籍抄本)
	⑭ 相談役、顧問等⑫と同等以上の支配力を有する者	・氏名、生年月日、性別、住所、本籍、名称	・住民票の写し等

※1 「意見聴取の対象」は、それぞれ該当する者がいる場合に対象とする。

※2 「法定代理人」とは、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の場合の当該未成年者の法定代理人をいう。

※3 「住民票の写し等」とは、原則として、住民票の写し(本籍地の記載あるもの)、対象が外国人の場合で外国人登録をしている場合の外国人登録原票の写し又はこれに代わる書面(いずれも発行後6ヶ月以内のもの)とする。ただし、「住民票の写し等」については、落札事業者のみが提出すればよい。

※4 「登記事項証明書」とは、履歴事項全部証明書(発行後6ヶ月以内のもの)

※5 「主要株主等」とは、発行済株式総数の100分の5以上の株式を所有する株主及び出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者をいう。

※6 ここでいう「親会社等」は、入札参加事業者に対して施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係(特定支配関係)を有している者のみをいい、同条第2項に規定する者は含まないものとする。

(参考2)

## 暴力団排除に関する欠格事由

### 【1】法第10条第4号関係

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

### （【1】説明）

上記のとおり。

### 【2】法第10条第6号関係

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が【1】に該当するもの

### （【2】説明）

「営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者」とは、以下の者以外の未成年者をいう。

- ①親権者又は後見人から営業を許可された者（民法第6条）
- ②婚姻により成年に達したものとみなされる者（民法第753条）

### 【3】法第10条第7号関係

法人であって、その役員の中に【1】又は【2】のいずれかに該当する者があるもの

### （【3】説明）

「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員及び監事、監査役又はこれらに準ずる者をいう。

- ①「理事」「監事」は、財団法人及び社団法人等の場合である。
- ②「取締役」「執行役」「業務を執行する社員」「監査役」は、会社法の株式会社、持分会社等の場合である。
- ③「これらに準ずる者」は、法人格を有するその他の団体における役員

であって、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事、監査役と名称は異なるが、これらに準ずる者をいう。

**【4】法第10条第8号関係**

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者

**（【4】説明）**

法第10条第8号にいう「事業活動を支配する者」については、その概念が広く、入札参加時に意見聴取の対象をすべて特定することは困難であるため、次に掲げる者が意見聴取対象者とされている。

- ①相談役、顧問等名称のいかんを問わず、入札参加事業者（法人の場合）の役員と同等以上の支配力を有する者
- ②入札参加事業者（法人の場合）の発行済株式の総数の100分の5以上の株式を所有する株主
- ③入札参加事業者（法人の場合）の出資総額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

**【5】法第10条第9号関係**

その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が【1】から【4】までのいずれかに該当する者

**（【5】説明）**

「その者の親会社等」とは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第3条に規定するものをいう。

- ① 施行令第3条第1項第1号の「株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主」とは、「株の発行者（自己株式の場合）」、「株式持ち合いの場合の株式所有者」等をいう。
- ② 同条第2号及び第3号の「役員」には、社団法人等の「監事」及び株式会社等の「監査役」等の監査関係の役員は含まれない。

法第10条第9号にいう「親会社等」のうち、入札参加事業者に対して施行令第3条第1項各号のいずれかに該当する関係（特定支配関係）を有する

者が意見聴取対象者とされている。なお、施行令第3条第2項に規定する「ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有する者」は意見聴取の対象者とはされていない。

(参照条文)

●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

(平成18年法律第51号)

(欠格事由)

第十条 次の各号のいずれかに該当する者は、官民競争入札に参加することができない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- 三 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者
- 四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号 に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者
- 五 第二十二條第一項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して五年を経過しない者
- 六 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 七 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 八 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する者
- 九 その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能とな

る関係にあるものとして政令で定める者をいう。次号において同じ。)が前各号のいずれかに該当する者

十 その者又はその者の親会社等が他の業務又は活動を行っている場合において、これらの者が当該他の業務又は活動を行うことによって官民競争入札対象公共サービスの公正な実施又は当該官民競争入札対象公共サービスに対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがある者

十一 法令の特例において定められた当該官民競争入札対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たすことができない者

十二 官民競争入札等監理委員会の委員又は当該委員と政令で定める直接の利害関係のある者

(準用)

第十五条 第十条、(中略)の規定は、国の行政機関等の長等が実施する民間競争入札について準用する。この場合において、(中略)と読み替えるものとする。

## ●競争の導入による公共サービスの改革に関する法律施行令

(平成18年政令第228号)

(親会社等)

第三条 法第十条第九号(法第十五条、第十七条及び第十九条において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める者は、官民競争入札又は民間競争入札に参加しようとする者に対して次のいずれかの関係(次項において「特定支配関係」という。)を有する者とする。

一 その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。次条第二号において同じ。)又は総出資者の議決権の過半数を有していること。

二 その役員(理事、取締役、執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)に占める自己の役員又は職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。次号において同じ。)の割合が二分の一を超えていること。

三 その代表権を有する役員の地位を自己又はその役員若しくは職員が占めていること。

2 ある者に対して特定支配関係を有する者に対して特定支配関係を有す

る者は、その者に対して特定支配関係を有する者とみなして、この条の規定を適用する。

●暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

(平成3年法律第77号)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一～五 (略)

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七・八 (略)

●民法 (明治29年法律第89号)

(未成年者の営業の許可)

第六条 一種又は数種の営業を許された未成年者は、その営業に関しては、成年者と同一の行為能力を有する。

2 前項の場合において、未成年者がその営業に堪えることができない事由があるときは、その法定代理人は、第四編 (親族) の規定に従い、その許可を取り消し、又はこれを制限することができる。

(婚姻による成年擬制)

第七百五十三条 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。

(参考3)

分任支出負担行為担当官

〇〇事務所長 ○ ○ ○ ○ 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

## 誓 約 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで公告のありました〇〇〇〇〇業務（以下「本業務」という。）について、入札説明書を熟読した上で下記のとおり誓約します。

### 記

- 1 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第15条において準用する第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないことを誓約します。

また、暴力団排除に関する欠格事由（法第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号）について中国地方整備局が別に定める手続により行う警察庁への意見聴取に協力することを誓約します。

なお、警察庁への意見聴取の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存ありません。また、中国地方整備局が行う警察庁への意見聴取に協力しなかったときは、入札に関する条件に違反するものとして入札無効とされることに異存ありません。

### 2 （追加の誓約）

（注1）設計共同体の場合は、設計共同体名及び各構成員の連名で作成すること。

（注2）中立公平性等の誓約を追加することも差し支えない。

（参考）暴力団関係者：暴力団の構成員及び暴力団に自発的に資金、便宜を供与する等協力し又は暴力団若しくは暴力団構成員を利用する等、これと交わりを持つ者をいう。